別表第二（第５条関係）

（略）

第３号様式

第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

８　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合（同条第27項に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

別表第二（第５条関係）

（略）

第３号様式

第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

８　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合（同条第14号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

別表第四（第５条関係）

第　　期中間決算

（略）

第１号様式

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

［１　略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑸　略］

⑹　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

別表第四（第５条関係）

第　　期中間決算

（略）

第１号様式

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

［１　同左］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑸　同左］

⑹　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項